

# 地域包括ケアを支える人的連携の視点

## 医療・介護等連携

医療

介護

シームレス

医師

歯科医師

薬剤師

看護師

PT・OT・ST

歯科衛生士

保健師

管理栄養士

介護支援専門員

MSWなど

精神保健福祉士

社会福祉士

介護福祉士

ホームヘルパー

無資格介護職

地域生活支援サービス

福祉・権利擁護等

その他多数

LSA

自治会会員

ボランティア

NPOメンバー

サポーター

生協

農協

商工会

日常生活支援員

民生委員

ケースワーカー

補佐人

補助人

法定後見人

資料：平成21年度地域包括ケア研究会  
和光市提出資料

## 地域包括ケアを支える人材に関する検討部会関係資料・目次

### 人材を巡る現状

介護職員数の推移①	108
介護職員数の推移②	109
介護従事者数の推移①	109
介護従事者数の推移②	110
介護労働者の現状	110
主なサービスの常勤換算従事者数	111
主なサービスの受給者数	111
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向①～有効求人倍率と失業率の動向～	112
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向②～有効求人数・求職者数、就職件数の動向～	112
離職率の状況①（介護職員全体）	113
離職率の状況②（就業形態別）	113
離職率の状況③（事業所別の状況、これまでの推移）	114
「入職率／離職率（入職率÷離職率）」の状況① ～介護職員全体～	114
「入職率／離職率（入職率÷離職率）」の状況② ～就業形態別・サービス類型別～	115
介護職員の賃金①（一般労働者）	115
介護職員の賃金②（短時間労働者）	116
性別・年齢別・経験（勤続）年数別賃金	116
経験年数（勤続年数）別賃金カーブ	117
年齢別賃金カーブ	117
各介護サービスにおける介護職員の給与	118
介護職員として働く理由	118
働く上での主な悩み、不安、不満等	119
直前の介護の仕事を辞めた（他の介護事業所へ転職した）理由	119
事業所の早期離職防止や定着促進のための方策について	120
労働基準法の遵守状況	120
事業所規模別の離職率の状況	121
事業所規模別の賃金の状況	121
主なサービスにおける事業所規模別の介護職員の賃金	122

人材育成の取組みのための方策～事業所規模別～	122
介護事業における事業所・法人規模	123
介護事業における事業所規模～サービス種類別～	123
介護事業における法人規模（事業所を複数有している場合）～サービス種類別～	124
地域別の離職率の状況	124
都道府県別有効求人倍率（平成22年1月）	125

## **人材の見通し**

介護の担い手と介護職員の見通し	126
医療・介護分野全体の人材の見通し	126
マンパワーの必要量のシミュレーション	127

## **人材の役割分担**

在宅における医療的ケアのニーズと訪問看護（概要）①	128
在宅における医療的ケアのニーズと訪問看護（概要）②	128
在宅における医療的ケアのニーズと訪問看護	129
特別養護老人ホームにおける医療的ケア（概要）	132
特別養護老人ホームにおける医療的ケア	132
医師・看護師・准看護師・介護職員の業務範囲の法的整理	136
介護職員によるたんの吸引等の実施について	137
特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討について（経緯）	137
特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの実施について	138
特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業の概要	138
特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業の結果	139
介護保険制度関係の主な資格・研修制度	140
介護保険制度関係の介護従事者の資格	141
介護職員関連の資格・研修 定義と位置付け	141
平成24年度からの介護福祉士資格取得ルートの全体像	142

介護福祉士の受験資格を得るための教育課程のカリキュラム	142
介護職員基礎研修課程	143
訪問介護員 2 級研修課程	143
介護福祉士・訪問介護員の資格取得者数と従事者数	144
介護支援専門員の従事者数等	144
介護支援専門員の研修等の体系	145
介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格	145
介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲等	146
介護支援専門員の研修課程	147
地域包括支援センターのイメージ	148
フィンランドにおける介護人材確保の取組	149
ドイツにおける介護人材確保の取組	150

### **事業者による雇用管理・組織経営等**

介護職員処遇改善交付金	151
介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件	152
代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	152

### **介護労働市場全体の労働環境整備**

離職者等を対象とした職業訓練	153
基金訓練の実施イメージ	154
訓練・生活支援給付のあらまし	154
「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム①	155
「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム②	155
ジョブ・カードについて	156
ジョブ・カード制度の概要	156
地域介護・福祉空間整備等交付金について	157
短時間正社員制度について	157
介護労働者設備等整備モデル奨励金	158
主なサービスの人員基準	158

# 人材を巡る現状

## 介護職員数の推移①

介護保険制度の施行後、介護職員数は大幅に増加している。

介護職員の実数の推移

(単位:万人)

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
合計	計	54.9	66.2	75.6	88.5	100.2	112.5	118.6	124.2 (126.2%)	
	常勤	人数	35.7	40.9	45.0	51.7	59.3	65.7	70.0	74.1
		割合	65.1%	61.9%	59.6%	58.4%	59.1%	58.4%	59.0%	59.7%
	非常勤	人数	19.2	25.2	30.6	36.8	40.9	46.8	48.6	50.1
割合		34.9%	38.1%	40.4%	41.6%	40.9%	41.6%	41.0%	40.3%	

【参考】介護職員の常勤換算数の推移

(単位:万人)

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
40.6	44.8	50.0	58.0	61.9	73.9	79.0	82.8 (103.9%)

(資料出所)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

※ 「実数・平成19年・計」及び「常勤換算数・平成19年」の( )内は、平成12年からの伸び率。

※ 各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(訪問リハビリテーション:平成12~19年、通所リハビリテーション:平成12年、特定施設入居者生活介護:平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)

## 介護職員数の推移②

- 居宅サービスに従事する介護職員数の伸びが高い。
- 介護保険施設は常勤職員、居宅サービス事業所は非常勤職員の割合が比較的高い。

### 介護職員の実数の推移(サービス類型別)

(単位:万人)

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
介護 保険 施設	計	23.6	25.4	26.6	28.1	29.8	31.2	32.2	33.0 → (56.6%)	
	常勤	人数	21.1	22.4	23.3	24.5	25.9	26.8	27.3	27.7
		割合	89.2%	88.0%	87.7%	87.1%	86.7%	85.9%	84.8%	84.0%
	非常勤	人数	2.5	3.0	3.3	3.6	4.0	4.4	4.9	5.3
		割合	10.8%	12.0%	12.3%	12.9%	13.3%	14.1%	15.2%	16.0%
居宅 サービス 事業所	計	31.3	40.8	49.0	60.4	70.4	81.2	74.3	76.8 → (145.7%)	
	常勤	人数	14.7	18.6	21.7	27.2	33.4	38.8	34.2	36.4
		割合	46.9%	45.6%	44.4%	45.1%	47.5%	47.8%	46.0%	47.4%
	非常勤	人数	16.7	22.2	27.3	33.2	37.0	42.2	40.1	40.4
		割合	53.1%	54.4%	55.6%	54.9%	52.5%	52.2%	54.0%	52.6%
地域密 着型 サービス	計	-	-	-	-	-	-	12.2	14.3	
	常勤	人数	-	-	-	-	-	-	8.6	9.9
		割合	-	-	-	-	-	-	70.4%	69.4%
	非常勤	人数	-	-	-	-	-	-	3.6	4.4
		割合	-	-	-	-	-	-	29.6%	30.6%

(資料出所)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

※ 平成19年の( )内は、平成12年からの伸び率。なお、「平成12年の居宅サービス」から「平成19年の居宅サービス・地域密着型サービス」の伸び率は、191.1%。

※ 各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

(訪問リハビリテーション:平成12~19年、通所リハビリテーション:平成12年、特定施設入居者生活介護:平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)

## 介護従事者数の推移①

介護保険制度の施行後、介護従事者は大幅に増加している。

### 介護従事者数の実数の推移

(単位:万人)

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
合計	計	97.7	119.0	134.8	152.2	169.3	188.4	201.3	210.6 → (115.6%)	
	常勤	人数	69.3	82.0	90.9	100.4	111.6	122.8	131.1	136.9
		割合	71.0%	68.9%	67.4%	66.0%	65.9%	65.2%	65.1%	65.0%
	非常勤	人数	28.3	37.0	43.9	51.8	57.7	65.6	70.2	73.7
		割合	29.0%	31.1%	32.6%	34.0%	34.1%	34.8%	34.9%	35.0%

【参考】介護従事者数の常勤換算数の推移

(単位:万人)

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
72.4	79.7	88.2	99.5	110.3	122.8	132.1	137.0 → (89.2%)

(資料出所)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

※ 「実数・平成19年・計」及び「常勤換算数・平成19年」の( )内は、平成12年からの伸び率。

※ 各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの従事者については、含まれていない。

(訪問リハビリテーション:平成12~19年、通所リハビリテーション:平成12年、特定施設入居者生活介護:平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)

## 介護従事者数の推移②

- 居宅サービスに従事する介護従事者数の伸びが高い。
- 介護保険施設は常勤の従事者、居宅サービス事業所は非常勤の従事者の割合が比較的高い。

### 介護従事者の実数の推移(サービス類型別)

(単位:万人)

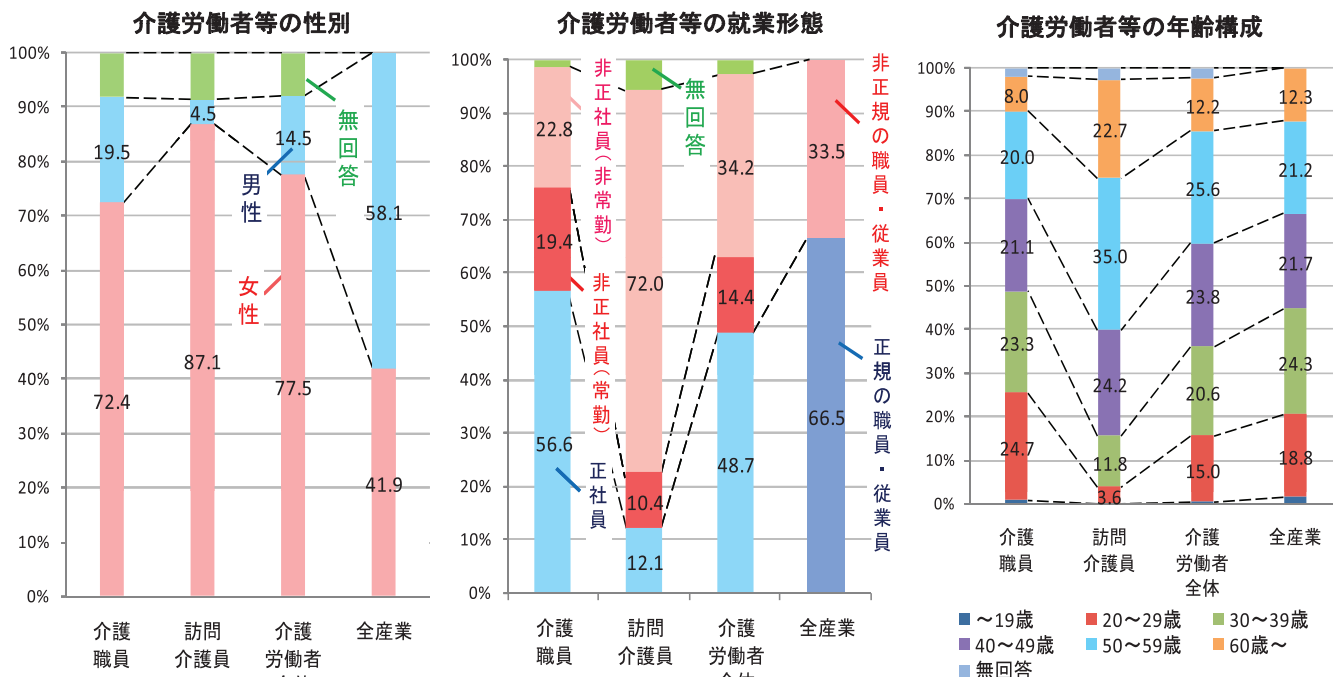
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
介護 保険 施設	計	45.0	50.9	53.9	57.4	59.8	61.4	62.2	62.8 → (40.0%)	
	常勤	人数	38.7	42.9	45.3	47.7	49.6	50.6	50.6	50.6
		割合	86.0%	84.3%	84.0%	83.2%	82.9%	82.4%	81.4%	80.5%
	非常勤	人数	6.3	8.0	8.6	9.7	10.3	10.8	11.6	12.2
		割合	14.0%	15.7%	16.0%	16.8%	17.1%	17.6%	18.6%	19.5%
居宅 サービス 事業所	計	52.6	68.1	80.9	94.8	109.5	127.0	123.6	129.3 → (145.8%)	
	常勤	人数	30.6	39.1	45.6	57.2	62.0	72.2	69.5	73.4
		割合	58.1%	57.4%	56.4%	55.6%	56.7%	56.9%	56.2%	56.8%
	非常勤	人数	22.0	29.0	35.3	42.1	47.4	54.8	54.1	55.9
		割合	41.9%	42.6%	43.6%	44.4%	43.3%	43.1%	43.8%	43.2%
地域密 着型 サービス	計	-	-	-	-	-	-	15.5	18.4	
	常勤	人数	-	-	-	-	-	-	11.0	12.9
		割合	-	-	-	-	-	-	71.1%	70.1%
	非常勤	人数	-	-	-	-	-	-	4.5	5.5
		割合	-	-	-	-	-	-	28.9%	29.9%

(資料出所)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

- ※ 平成19年の( )内は、平成12年からの伸び率。なお、「平成12年の居宅サービス」から「平成19年の居宅サービス・地域密着型サービス」の伸び率は、180.8%。
- ※ 各年の介護サービス施設・事業所調査の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの従事者については含まれていない。  
(訪問リハビリテーション:平成12~19年、通所リハビリテーション:平成12年、特定施設入居者生活介護:平成12~15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年)
- ※ 居宅サービス事業所には、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所が含まれる。

## 介護労働者の現状

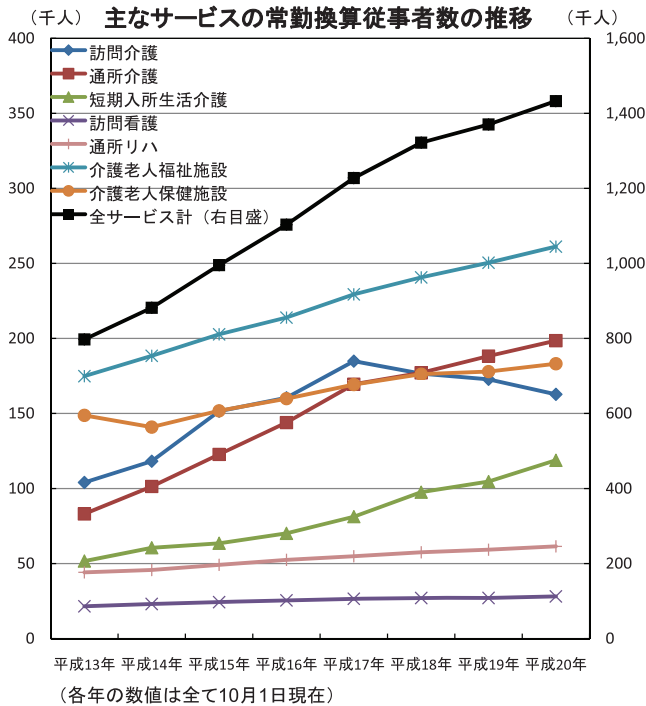
- 介護労働者については、女性が多い、非正規雇用が多いという傾向にある。
- 介護職員と訪問介護員を比較すると、訪問介護員の方が女性が多い、非正規雇用が多い、より高齢者が多いという傾向にある。



(出典)平成20年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)、労働力調査(平成20年平均・平成19年平均)(総務省)

# 主なサービスの常勤換算従事者数

- サービス間の比較を行うと、訪問看護及び通所リハビリテーションといった医療系のサービスの常勤換算従事者数の増加率が低い傾向にある。
- 近年では、訪問介護の常勤換算従事者は減少している。



主なサービスの常勤換算従事者数の増加率

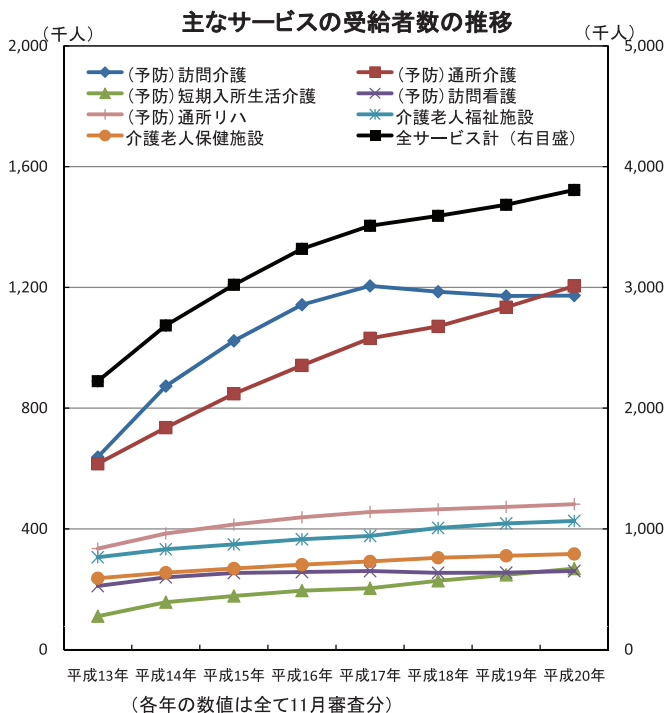
	常勤換算従事者数(千人)			増加率(%)	
	平成13年	平成19年	平成20年	平成13~20年	平成19~20年
(予防)訪問介護	104	173	163	66.1	▲ 5.8
(予防)通所介護	83	188	199	126.5	5.5
(予防)短期入所生活介護	52	105	119	102.7	13.6
(予防)訪問看護	22	27	28	25.7	3.8
(予防)通所リハビリテーション	44	59	61	34.1	3.8
介護老人福祉施設	168	250	261	48.9	4.3
介護老人保健施設	149	178	183	19.6	3.0
全サービス計	797	1370	1433	69.9	4.6

（各年の数値は全て10月1日現在）

（資料出所）厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

# 主なサービスの受給者数

- サービス間の比較を行うと、訪問看護及び通所リハビリテーションといった医療系のサービスの受給者数の増加率が低い傾向にある。
- 近年では、訪問介護の受給者数が横ばい傾向にある。



主なサービスの受給者数の増加率

	サービス受給者数(千人)			増加率(%)	
	平成13年	平成19年	平成20年	平成13~20年	平成19~20年
(予防)訪問介護	638	1,171	1,173	83.9	0.1
(予防)通所介護	616	1,134	1,205	95.6	6.2
(予防)短期入所生活介護	111	248	268	142.5	8.4
(予防)訪問看護	211	255	260	23.5	2.2
(予防)通所リハビリテーション	335	473	482	43.9	1.9
介護老人福祉施設	306	418	426	39.3	2.0
介護老人保健施設	237	311	317	34.1	2.0
全サービス計	2,223	3,684	3,807	71.2	3.3

（各年の数値は全て11月審査分）

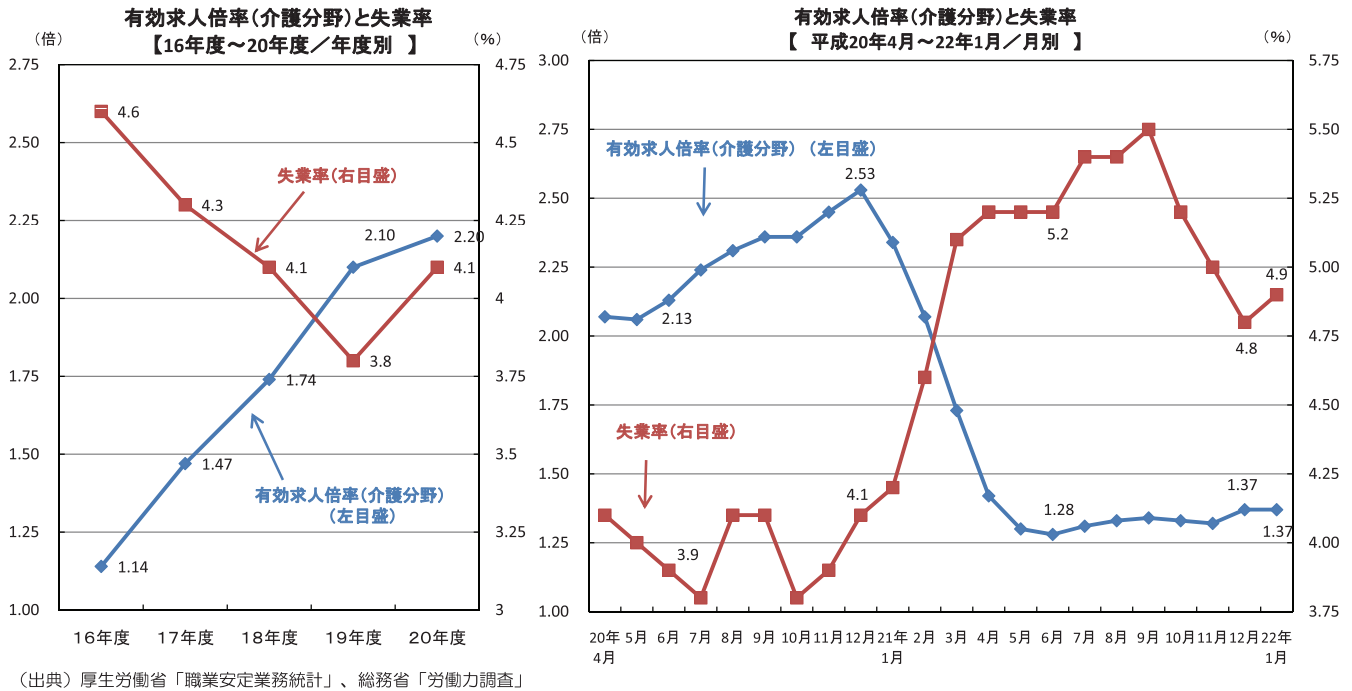
（資料出所）厚生労働省「介護給付費実態調査」



# 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向①

## ～有効求人倍率と失業率の動向～

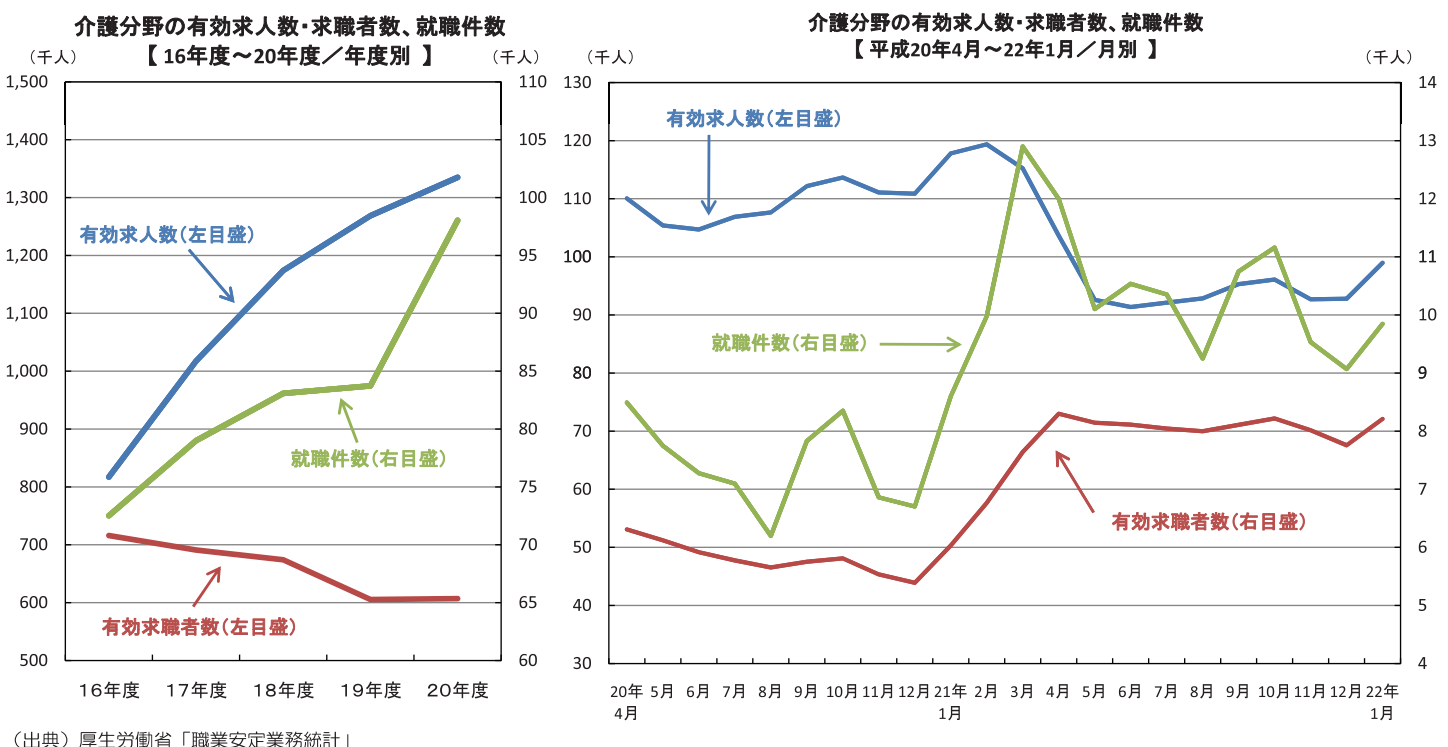
- 介護分野については、基本的には人材が確保しにくい傾向にあるが、経済状況が好転すると人材確保がより困難になり、経済状況が悪化すると人材確保がより容易になる。
- 昨今の経済情勢を受けて、現時点では、以前よりも人材確保が容易な状況になっている。



# 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向②

## ～有効求人数・求職者数、就職件数の動向～

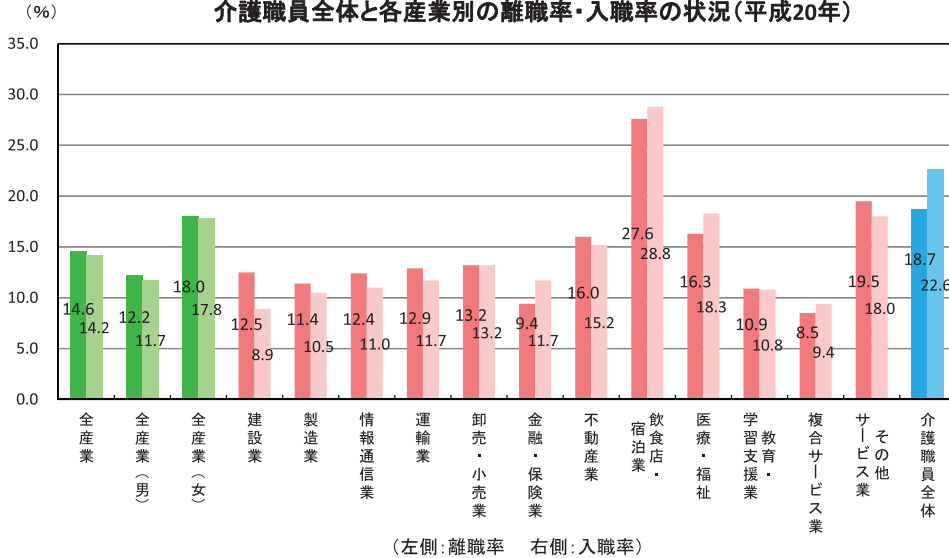
- 介護分野の有効求人数は、平成21年2月頃まで上昇傾向にあり、その後、急激に下降している。有効求職者数については、平成20年末までは下降傾向にあり、平成21年に入ってから急激に上昇している。
- 就職件数は、一貫して上昇傾向にあるが、特に、平成21年に入ってから就職件数の伸びが大きい。



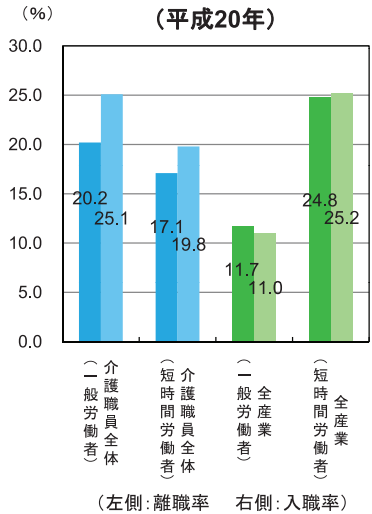
# 離職率の状況① (介護職員全体)

- 介護職員全体の離職率については、全産業平均と比較すれば、高い傾向にある。
- 全産業平均においては女性労働者の離職率が高い傾向にあることから、女性労働者の比率が高いことが、介護職員全体の離職率を高める原因の1つになっている可能性がある。
- 勤務形態別の状況を比較すると、一般労働者については、介護職員全体の方が離職率が高いが、短時間労働者については、全産業平均の方が離職率が高い。

介護職員全体と各産業別の離職率・入職率の状況(平成20年)



介護職員全体の勤務形態と離職率・入職率の状況(平成20年)



(左側: 離職率 右側: 入職率)

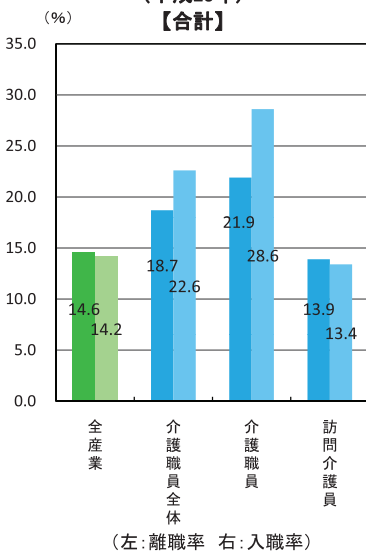
(左側: 離職率 右側: 入職率)

資料出所: 全産業及び各産業の離職(入職)率: 平成20年雇用動向調査(厚生労働省)、介護職員全体の離職(入職)率: 平成20年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)  
 (定義) 離職(入職)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数  
 全産業・各産業の一般労働者: 雇用動向調査における「常用労働者(期間を定めず雇われている者等)」のうち、雇用動向調査における「パートタイム労働者以外」の労働者。  
 全産業・各産業の短時間労働者: 雇用動向調査における「パートタイム労働者(常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者等)」。  
 介護職員全体の一般労働者: 介護労働実態調査における「常勤労働者(事業場の定める所定労働時間を全て勤務する者(正社員は全て常勤労働者である))」。  
 介護職員全体の短時間労働者: 介護労働実態調査における「短時間労働者(1日の所定労働時間、又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者)」。

# 離職率の状況② (就業形態別)

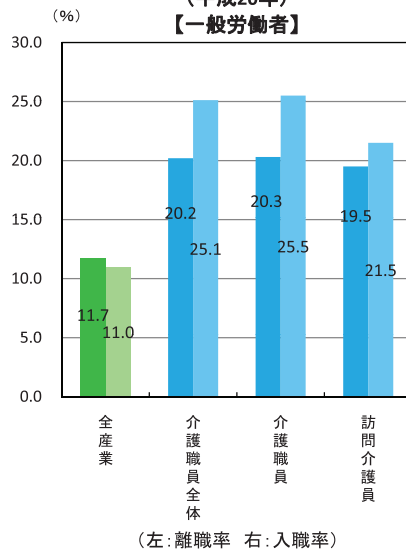
- 一般労働者の離職率については、介護職員(訪問介護員を除く)・訪問介護員とも、全産業平均と比較して高い傾向にある。
- 短時間労働者の離職率については、介護職員(訪問介護員を除く)は全産業平均よりも高い傾向にある。一方、訪問介護員の離職率は、全産業平均よりも低い傾向にある。

離職率・入職率の状況(平成20年)【合計】



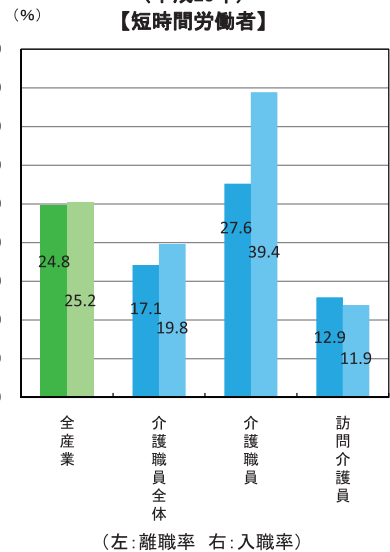
(左: 離職率 右: 入職率)

離職率・入職率の状況(平成20年)【一般労働者】



(左: 離職率 右: 入職率)

離職率・入職率の状況(平成20年)【短時間労働者】

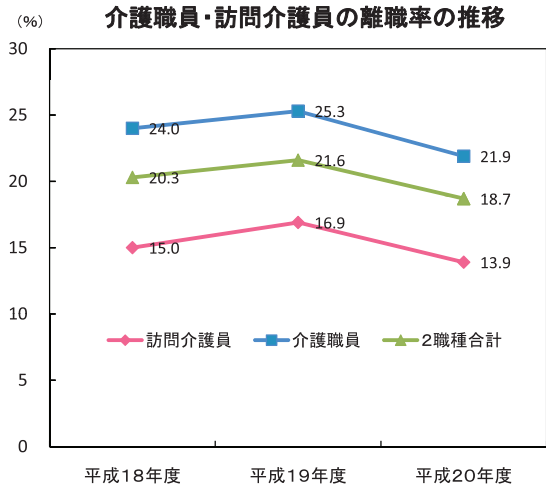
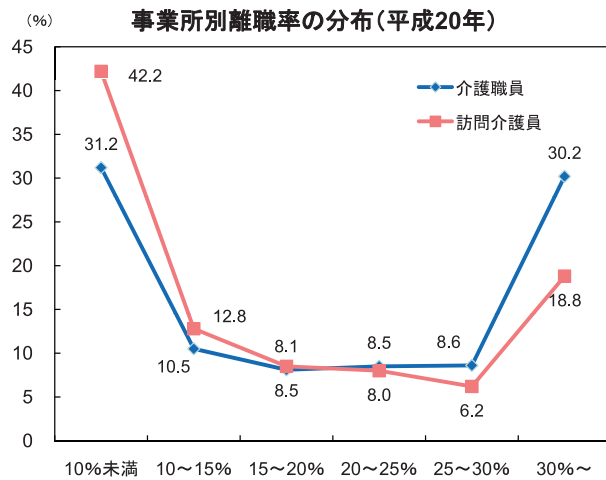


(左: 離職率 右: 入職率)

資料出所: 全産業及び各産業の離職(入職)率: 平成20年雇用動向調査(厚生労働省)、介護職員全体の離職(入職)率: 平成20年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)  
 (定義) 離職(入職)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数  
 全産業・各産業の一般労働者: 雇用動向調査における「常用労働者(期間を定めず雇われている者等)」のうち、雇用動向調査における「パートタイム労働者以外」の労働者。  
 全産業・各産業の短時間労働者: 雇用動向調査における「パートタイム労働者(常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者等)」。  
 介護職員全体の一般労働者: 介護労働実態調査における「常勤労働者(事業場の定める所定労働時間を全て勤務する者(正社員は全て常勤労働者である))」。  
 介護職員全体の短時間労働者: 介護労働実態調査における「短時間労働者(1日の所定労働時間、又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者)」。

## 離職率の状況③（事業所別の状況、これまでの推移）

- 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。
- 平成20年度には、介護分野の離職率は低下している。

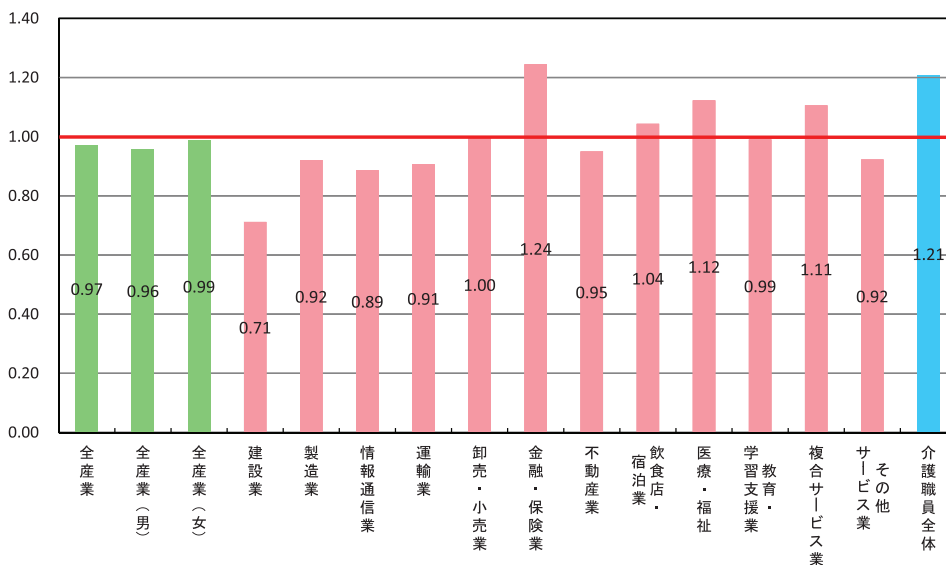


(資料出所) (財)介護労働安定センター「平成20年度介護労働実態調査」  
 注) 離職率の定義は以下のとおり。  
 離職率 = (1年間の離職者数) ÷ 労働者数

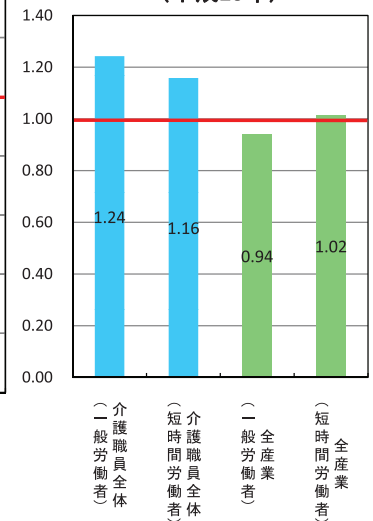
## 「入職率／離職率（入職率÷離職率）」の状況① ～介護職員全体～

介護職員全体については、入職率の方が離職率よりも高くなっている。これは、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス業と共通している。

介護職員全体と各産業別の「入職率／離職率(入職率÷離職率)」(平成20年)



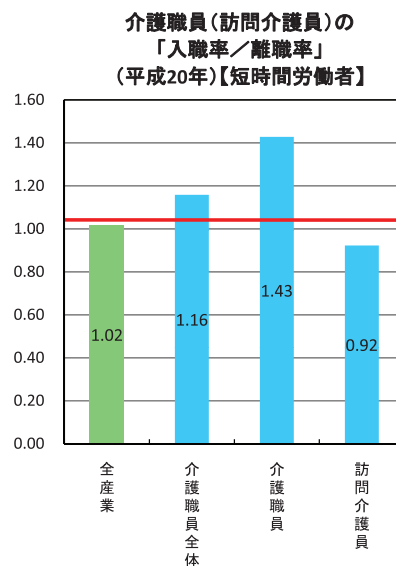
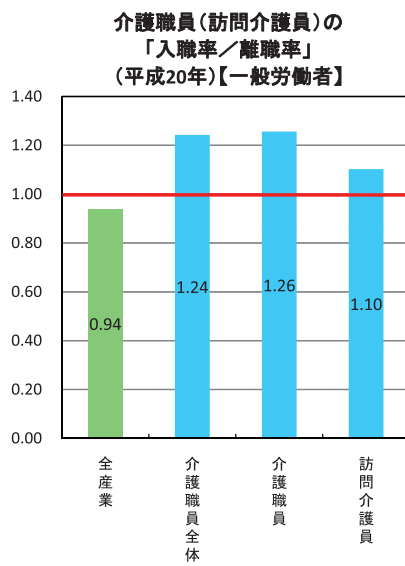
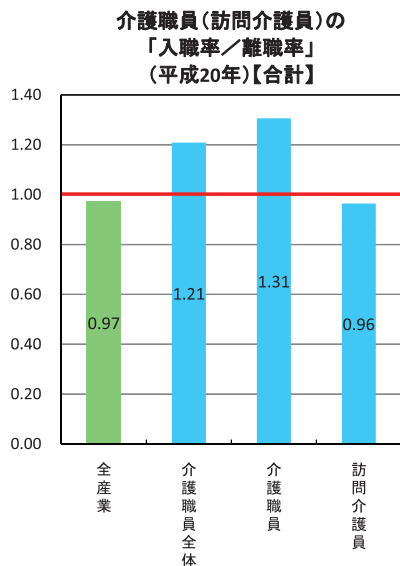
介護職員全体の勤務形態と「入職率／離職率」(平成20年)



資料出所: 全産業及び各産業の離職(入職)率: 平成20年雇用動向調査(厚生労働省)、介護職員全体の離職(入職)率: 平成20年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)  
 (定義) 離職(入職)率 = 1年間の離職(入職)者数 ÷ 労働者数  
 全産業・各産業の一般労働者: 雇用動向調査における「常用労働者(期間を定めず雇われている者等)」のうち、雇用動向調査における「パートタイム労働者以外」の労働者。  
 全産業・各産業の短時間労働者: 雇用動向調査における「パートタイム労働者(常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者等)」。  
 介護職員全体の一般労働者: 介護労働実態調査における「常勤労働者(事業場の定める所定労働時間を全て勤務する者(正社員は全て常勤労働者である))」。  
 介護職員全体の短時間労働者: 介護労働実態調査における「短時間労働者(1日の所定労働時間、又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者)」。

## 「入職率／離職率（入職率÷離職率）」の状況② ～就業形態別・サービス類型別～

- 労働者全体では、介護職員（訪問介護員を除く）については、入職率の方が離職率よりも高いが、訪問介護員については、離職率の方が入職率よりも高い。
- 一般労働者については、介護職員（訪問介護員を除く）・訪問介護員とも、入職率の方が離職率よりも高い。
- 一方、短時間労働者については、介護職員（訪問介護員を除く）については、入職率の方が離職率よりも高いが、訪問介護員については、離職率の方が入職率よりも高い傾向にある。



資料出所：全産業及び各産業の離職（入職）率：平成20年雇用動向調査（厚生労働省）、介護職員全体の離職（入職）率：平成20年度介護労働実態調査（財）介護労働安定センター）  
 （定義）離職（入職）率＝1年間の離職（入職）者数÷労働者数  
 全産業・各産業の一般労働者：雇用動向調査における「常用労働者（期間を定めず雇われている者等）」のうち、雇用動向調査における「パートタイム労働者以外」の労働者。  
 全産業・各産業の短時間労働者：雇用動向調査における「パートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者等）」。  
 介護職員全体の一般労働者：介護労働実態調査における「常勤労働者（事業場の定める所定労働時間を全て勤務する者（正社員は全て常勤労働者である））」。  
 介護職員全体の短時間労働者：介護労働実態調査における「短時間労働者（1日の所定労働時間、又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者）」。

## 介護職員の賃金①（一般労働者）

経験年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、

- ① 一般労働者については、介護分野の賃金水準は産業計と比較して低い傾向にあり、
- ② 一般労働者であるホームヘルパーや福祉施設介護員の賃金は、医療福祉分野における他の職種の人と比較して低い傾向にある。

### 一般労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

	男女計				男性				女性			
	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する現金給与額 (千円)	構成比 (%)
産業別	産業計	40.9	11.6	328.8	67.9	41.7	13.1	369.3	32.1	39.1	8.6	243.1
	医療業	38.8	8.2	333.0	25.3	39.3	8.6	465.1	74.7	38.7	8.0	288.3
	社会保険・社会福祉・介護事業	39.0	7.1	242.4	25.6	38.5	7.7	282.9	74.4	39.2	6.9	228.5
	サービス業	37.9	9.3	369.0	70.9	39.6	10.6	407.7	29.1	33.8	6.0	275.0
職種別	医師	40.9	4.8	888.9	78.8	42.4	5.0	937.8	21.2	35.3	4.3	706.7
	看護師	35.9	6.8	322.0	6.2	33.8	6.0	312.2	93.8	36.0	6.9	322.6
	准看護師	44.5	9.9	277.1	8.3	38.0	9.7	292.5	91.7	45.1	10.0	275.7
	理学療法士、作業療法士	30.1	3.8	274.7	50.6	30.9	3.5	279.8	49.4	29.3	4.0	269.4
	保育士	33.5	7.7	215.9	4.7	31.3	6.5	252.2	95.3	33.6	7.8	214.1
	ケアマネジャー	44.9	7.1	260.3	24.2	39.9	7.0	286.8	75.8	46.5	7.1	251.8
	ホームヘルパー	43.9	4.4	211.7	16.2	36.3	3.4	242.7	83.8	45.4	4.6	205.6
福祉施設介護員	35.8	5.2	215.8	31.4	32.7	5.1	231.7	68.6	37.2	5.3	208.6	

（資料出所）厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」

注1）一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短い労働者、又は、1日の所定労働時間が一般労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般労働者よりも少ない労働者をいう。

2) サービス業とは、専門サービス業、学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体が含まれる。

3) 福祉施設介護員は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、介護の仕事に従事する者をいう。

4) きまって支給する現金給与額：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額。基本給のほか、家族手当、超過労働手当を含むが、賞与は含まない。なお、手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。